

学位審査結果報告書

学位申請者名	藤原 久嗣	学生番号	27059003	専攻名	観光学専攻
論文題目	宿泊事業を取り巻く経営管理基盤のあり方に関する研究 —日本におけるインバウンド増加に着目して—				
論文審査及び最終試験の成績（表記は合格又は不合格とする。）				合格	
審査委員会 主査 <u>八島雄士</u> 印 委員 <u>永井隼人</u> 印 委員 <u>井上善海</u> 印 委員 _____ 印					
※自署する場合は押印省略可。					

[論文審査の結果の要旨]

申請者が提出した最終的な論文を審査委員が論文審査した結果について、審査基準であるテーマ、構成力、独自性、位置づけ、達成度、貢献度に分けて記述する。なお、論文審査は、次のプロセスで実施した。まず、審査委員が当初に提出された論文について審査を実施した結果、修正点が指摘された。申請者は、これら指摘に基づき修正を加え、最終試験前に修正論文を審査委員会に提出した。次に、最終試験における説明およびその質疑応答において、審査委員が指摘した点について、申請者が修正し、審査委員会に最終的な修正論文を提出した。

1 テーマ（課題設定・問題意識の適合性・明確さ・独自性など）

本論文のテーマは、重要であり、明確に設定されたものと評価した。その理由として、第一に、テーマ設定が時宜を得ており、かつ、重要な課題を含んでいるためである。すなわち、日本のツーリズムに関わる需要について、インバウンド旅行者急増や新型コロナウイルス感染症拡大によるパンデミック（以下、コロナ禍）など変化が激しい状況において、供給側では、宿泊業のみならず、多くの観光関連事業者が多大な影響を受けた。政府は、コロナ禍に対応して、「Go To トラベル」、「Go To イート」、「休業支援」などの経済対策を講じた。しかし、申請者が指摘するように、制度内容の度重なる変更や食事券が発行できないといったシステム障害が発生するなど、本論文が提言する社会全体としての経営管理基盤は重要な課題である。第二に、申請者は、宿泊業の経営管理に関わる文献レビューを、観光経営分野のみならず、管理会計や税務など周辺分野で実施し、個々の事業者が環境変化に対応するだけでは観光目的地の運営として不十分であるとの明確な問題意識に立って本論文を執筆している。

2 構成力（論文の構成・論旨の明快さ・論理性・体系性など）

本論文の構成力は、博士学位論文の水準に達していると評価した。本論文は7章で構成され、序論、本論、結論の形で構成され、経営管理基盤の概念図（図 1-1）に示されたように、読み手に配慮する形で論旨を明確に提示できている。同様に、本論文の構成（図 1-2）に示されたように、図 1-1 で提示した概念に沿って、社会的な経営管理基盤および組織内の経営管理基盤の各論が第2章から第5章で展開され、第6章において、宿泊事業者を取り巻く経営基盤のあるべき方向性として結論を体系的に導き出している。

3 独自性（研究方法・内容の独自性・新規性など）

本論文には、一定の独自性が認められると評価した。すなわち、個々の論点を取り上げた第2章から第5章では、文献研究や判例調査などによる規範的アプローチ、出張旅行の実態を明らかにするためのオンライン調査など研究方法における新規性はない。一方、研究内容について、上述したように日本における宿泊業をめぐる激しい環境変化の下で、宿泊業における企業単体とし

での経営管理基盤のみならず、社会全体としての経営管理基盤の重要性に焦点を当て、研究枠組みとして整理した点は、観光経営における議論を宿泊業の経営や会計に適用し、観光研究はもとより、周辺分野における新たな議論を創出することに貢献する可能性を提示したという意味で、独自性がある。

4 位置づけ（先行研究との関係・当該研究の座標など）

本論文の位置付けの特徴は、法学および経営学から観光研究にアプローチする点にある。実際に、申請者は、第一に、観光学（研究）の関連領域（図 1-3）に示されたように、日本における宿泊業の経営管理、税務に関する先行研究をレビューし、経営情報の活用および利用実態などを中心に研究が進められてきたなかで、経営管理基盤のあり方に関する課題を導き出した。第二に、図 1-1 に示されたように、組織内の経営情報基盤および制度基盤を社会との関わりから拡張し、情報社会基盤および法制度基盤として整理した。日本における観光立国政策による地域創生の取り組みが進められるなかで、宿泊業のみでは成立しない観光経営の枠組みを基礎に、情報社会基盤や法制度基盤という社会との関わりを持つ広義の経営管理基盤として展開している点は新たな議論として注目に値する。

5 達成度（設定された課題に対する達成度・学際分野における研究の普遍化など）

本論文は、博士学位論文として一定の達成度が示されたと評価した。申請者は、日本の観光産業が激しい環境変化に対応するためには、社会全体としての経営管理基盤が重要であることに着目し、特に、宿泊業の経営管理基盤を対象に研究をおこなった。結果として、まず、宿泊業の経営合理化に必要な論点が整理され、図 1-1 として整理され、最終的には、個別論点に関する議論を踏まえて宿泊業を取り巻く経営管理基盤の課題（表 6-1）として提示された。次に、個別論点として、第一に、小規模の宿泊業として民泊事業を取り巻く法制度の課題に対して、情報社会基盤の1つの事例であるキャッシュレス決済を含むプラットフォームビジネスによる電子証憑（利用明細や請求書等）を活用した会計実務のあり方を、紛争事例や判例を根拠に電子データを活用した会計業務の流れ（図 3-1）を中心に示した。第二に、宿泊業における経営情報基盤について、宿泊業に係る資産として多くの割合を占める固定資産の管理について、税務会計や財務会計の制度と統一会計報告様式や旅館管理会計システムに代表される経営情報との乖離が示された。また、宿泊業の経営合理化の観点からは制度基盤と経営情報基盤が両輪となって業務を進めることの重要性について、1インプット複数元帳転記方式（図 4-3）を改善する手段として示した。第三に、キャッシュレス決済を基盤とする法人カードを活用した出張旅行業務について、オンライン調査結果から旅費精算方式の現状および法人カードの導入実態が明らかにされ、今後取り組むべき課題を浮き彫りにした。

以上のことから、結論として提示された諸点について、今後のさらなる研究の進展に期待すべ

き点はあるものの、情報収集するのが難しい組織内の経営管理基盤について、文献レビューをしっかり行い、申請者の豊富な実務経験および事例考察を踏まえて的確な議論を展開し、社会的な経営管理基盤として実践する道筋を提起したという点で学術的・社会的意義は大きい。

6 貢献度（観光学研究の深化・実践への応用可能性など）

本論文の貢献度について、一定の貢献度が認められると評価した。すなわち、まず、宿泊業における経営合理化は、これまで組織内の経営情報や会計情報を中心に実務的に進められてきた。一方、本論文が着目した情報社会基盤の一例であるキャッシュレス決済は、政府・企業が協力し進められており発展段階にある。観光立国を推進するなか、観光産業全体として生産性向上など経営合理化に取り組むために、情報社会基盤の改善と法制度の整備を両輪に進める広義の経営管理基盤の概念は実践への応用可能性は高いものと考えられる。次に、これまで宿泊業の経営管理研究は、経営学や会計学の枠組みをもとに宿泊業固有の領域で進められてきた。この現状に対し、本論文は、情報社会基盤および法制度基盤を含む社会的な経営管理基盤として拡張する道筋を示した。競争力のある観光目的地を形成するためには、個々の事業者の経営努力に頼ることのみならず、観光目的地の運営として包括的に取り組むことが重要である。本論文は観光研究と経営管理研究との接点を概念的に整理する形で深化の方向性を示すことに貢献したと考えられる。

〔最終試験の結果の要旨〕

実施日時：令和4年2月4日（水） 13時30分～15時00分

実施場所：Zoomによる遠隔開催

最終試験では、申請者、審査委員3名が出席し、審査基準を中心に説明や質疑応答を行った。まず、申請者が論文の概要を30分程度で説明した。続いて、論文の内容に関して、申請者と審査委員との間で質疑応答を行った。

まず、審査委員2名から、論文審査時に提示した修正要求に対して申請者が修正表を作成し、丁寧に回答するなかで、的確に修正が行われていることが伝えられた。続いて、再提出された論文及び口頭説明について、第一に、審査基準の1つである貢献度に多くの質疑応答が行われた。まず、観光学研究の発展について、Jafari and Ritchie(1981)及びTribe(1997)を基礎に観光学研究における法制度やマネジメントからのアプローチを説明していることに対して、この2つの文献後になされた多くの議論を踏まえた最近の文献を基礎にする方が良いのではないかの議論があった。申請者は、より最近の文献を基礎にする形で修正することで合意した。次に、実践への応用可能性について、学術的な観点から新たな提言や示唆が記述されていることに比べて、具体性の観点から懸念が示された。申請者は、質疑応答のなかで回答した内容を踏まえて、より具体的な記述を追加することで合意した。第二に、図の出所や参考文献の記載方法について、統一性

がない部分が散見されることが指摘された。申請者は、アメリカ心理学会（APA）出版の論文作成マニュアル第6版を基礎に作成していたが、第6版から第7版への切り替え時期のため、認識ができていない部分があった。申請者は、情報収集した上で、再度、修正することに合意した。

以上の合意事項について、審査委員会は審査終了後2週間の期間で修正論文の提出を求めた。その結果、申請者より最終的な論文が提出された。

審査委員会は、以上の論文審査と最終試験の結果を総合的にみて、合格と判定する。